

徳島県告示第二百二十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和七年四月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社 Room	徳島市城東町一丁目八番一六号	精神特化訪問看護ステーション ルームラボ	徳島市城東町一丁目八四五	介護予防訪問看護	令和七年四月一日
医療法人平成博愛会	同 勝占町惣田九番地	おうち訪問看護ステーション 神山	名西郡神山町神領字本上角一〇〇番地四	同	同
株式会社 ReBirth Tone	吉野川市山川町岩戸一〇番地	アメイン訪問看護ステーション	徳島市蔵本町二丁目二〇宮城ビル二〇五	同	同
株式会社エクセレントケアシステム	徳島市かちどき橋一丁目二二番地一	訪問看護ステーション えくせれんと	同 南昭和町一三五一 エグゼクティブタワー二F	同	同
社会福祉法人あしかび会	同 佐古四番町三一七	海部郡特別養護老人ホーム事務組合海南荘	海部郡海陽町大里字松原三三番地三	介護予防短期入所生活介護	同